

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		認定（特例認定）特定非営利活動法人の合併の認定
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条 項		法第63条 条例第13条 細則第25条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定非営利活動促進法第63条 3 第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に第1項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。 5 第44条第2項及び第3項、第45条、第47条から第49条まで並びに第54条第1項の規定は第1項の認定について、第58条第2項において準用する第44条第2項及び第3項、第59条並びに前条において準用する第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定は第2項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		